

議 事 録

1 日時

令和7年4月9日（水）

午後1時30分～午後2時32分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 波床 昌則

委員 石元 和代

委員 村上 凡子

【事務局職員】

教育局長	奥山 由佳	教育学習部長	田村 匡崇
学校教育部長	前北 博文	教育政策課長	宗 浩二
教育施設課長	北野 剛也	生涯学習課長	末吉 栄作
青少年課長	井邊 成郎	読書活動推進課長	權藤 裕子
学校支援課長	南方 孝俊	学校教育課長	西谷 宣昭
教育研究所長	竹内 圭	給食管理課長	田中 俊充
生活保健課長	辻本 聡美	生活保健課環境保健班長	江川 勝明
子ども支援センター長	尾崎 有希子	教育政策課総務政策班長	辻 美紀
教育政策課企画員	古谷 高義		

4 開会宣示

阿形教育長が開会を宣示。

5 新任の教育委員、事務局職員の紹介

阿形教育長

それでは、まず初めに、新任教育委員の紹介をします。令和7年3月31日付け、森崎陽子氏の教育委員退任に伴い、同年4月1日付けでその後任として教育委員に任命された村上凡子氏です。本日が任命されて初の教育委員会会議への出席となります。村上委員、一言お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（村上委員挨拶）

阿形教育長

次に、本日は新年度最初の教育委員会ということで、新任の部長及び所属長の紹介を奥山教育局長から紹介させます。

(奥山教育局長から順次紹介)

6 署名委員指名

署名委員に石元委員を指名。

7 報告及び議案

阿形教育長

本日は、報告が3件、議案が4議案となっています。議案第4号については会議規則第5条第6号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、議案第4号について秘密会とします。

報告第1号 和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

報告第2号 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

阿形教育長

それでは初めに、報告第1号「和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」及び報告第2号「和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」は、いずれも令和7年4月1日からの文書管理システムの導入に伴い改正を行うものなので、一括して説明をお願いします。

宗教育政策課長

報告第1号及び報告第2号について、初めに、今回、報告案件となった経緯から御説明します。急速に進むデジタル化に対応するため、令和4年5月に策定した「和歌山市デジタル化推進計画」に基づき、本市において令和7年4月1日から電子決裁機能を持つ文書管理システムを導入することに伴い、関係規則等について所要の改正を行う必要が生じましたが、改正文案の確定に至るまで、システム管理者である総務課との調整に時間を要することとなりました。このことについて、教育委員会に諮る必要がありましたが、臨時教育委員会の開催が難しかったことから、令和7年3月31日付で、和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条により教育長の臨時代理とさせていただき、関係規則等の改正を行い、また、事務委任規則第5条により、本日の4月定例教育委員会で報告させていただくこととなりました。

次に、資料の御説明をいたします。報告第1号及び報告第2号につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、報告第1号「和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」説明いたします。報告第1号の資料の1ページを御覧ください。改正の趣旨は、文書管理システムを令和7年4月1日から導入することに伴い、「和歌山市教育委員会公印規則」及び「和歌山市教育委員会事務決裁規則」の2つの規則について所要の改正を行うものです。なお、本改正につきましては、市長部局においても同様の改正が行われております。次に、それぞれの改正箇所の説明につきまして、新旧対照表により説明いたします。まず、和歌山市教育委員会公印規則の一部改正についてですが、資料の2～3ページまでを御覧ください。第10条及び第11条において、文書管理システムにおける電子決裁の方法による公印の押印手続に関する事項を加える改正を行うものです。なお、文書管理システムにおける電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合は、従来の方法によるものとなります。続いて、和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について説明いたします。資料の4ページを御覧ください。第11条において、電子情報処理組織を用いない決裁について、代決の表示を行う必要があるとする規定に改めるものです。また、第12条において、文書管理システムによる電子決裁の代決後の後閲について明文化するための改正を行うものです。資料の5ページを御覧ください。別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第15項第1号において、文書管理システム導入に伴う文書取扱規程の改正に伴い、引用する条文を改めるものです。

続いて、報告第2号「和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」説明いたします。報告第2号の資料の1ページを御覧ください。改正の趣旨は、前報告事項と同様、文書管理システムを令和7年4月1日から導入することに伴い、所要の改正を行うものです。なお、前報告事項と同様、市長部局においても同様の改正が行われております。次に、改正内容を説明いたします。資料の2～40ページまでが新旧対照表となります。まず、資料の3ページを御覧ください。3～5ページにかけて、第2条中に文書管理システムを導入することに伴う用語の定義を加えるとともに、その他の用語の定義を整理しました。次に、資料の5ページを御覧ください。第3条におきまして、文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、他の電子計算組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システムにより行う規定を加えています。資料の6ページを御覧ください。新第4条におきまして、1年以上の保存を要しない軽易な文書などを除き、文書は文書管理システムに登録して処理しなければならないことについて規定を加えています。資料の7ページを御覧ください。新第8条において、文書整理のための備付簿冊について、文書管理システムにより管理することに伴う改正を行うものです。資料の8ページを御覧ください。新第11条において、文書主任の文書事務として、文書管理システムの運用を加える改正を行うものです。資料の10ページを御覧ください。新第15条において、文書システムを用いた文書の収受について定めています。所管課に到達した文書については、例外を除き、電子文書に変換し、文書管理システムに登録することなどについての規定を加えています。資料の11ページを御覧ください。12ページにかけて、新第17条において、文書の収受を受ける所管課長は、重要な収

受文書について、直ちに上司に供覧することについて規定を加えています。資料の12ページを御覧ください。新第20条から19ページの新第33条までにおいて、文書管理システムを用いた文書の起案から決裁までの一連の行為について定めるため、所要の改正を行うものです。資料の20ページを御覧ください。新第34条及び新第35条、そして23ページの新第40条におきまして、文書管理システムを用いた文書の施行についての規定を加えています。資料の22ページを御覧ください。新第38条及び新第39条におきまして、文書管理システムを用いた文書の発送についての改正を行うものです。資料の24ページを御覧ください。25ページにかけて、新第45条におきまして、完結文書は、例外を除き、文書管理システムにおいて編集し、保存することについての規定を加えています。また、その他、文書の管理に関する事務の処理を始め、改正の趣旨及び現在の状況に合わせ、字句の整理を行っております。なお、この規程の施行の日前に収受した文書及びこの規程の施行の際、現に処理の過程にある文書の取扱いについては、なお従前の例によるとする経過措置を設けています。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。一括して説明でした。4月1日から新しい文書管理システムが導入されておりますので、それに伴う改正で、市長部局の方と同じように、教育委員会も改正しているということになっております。この報告について、何か御質問等はございませんか。

報告第3号 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について

阿形教育長

それでは次に、報告第3号「和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について」の説明をお願いします。

尾崎子ども支援センター長

報告第3号「和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について」報告いたします。

教育委員会の附属機関として、和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会を置いています。不登校及びいじめ問題に関し、問題解決のための住民意識の啓発の方策、問題を未然に防止するための効果的な方策等について、教育に関係する団体や関係機関を代表する方、教育に関する学識経験を有する方等から提言をいただいています。委員の任期は、条例第4条により、2年となっており、今回は令和5年7月1日から令和7年6月30日となっています。この度、委員が欠けたため、4月1日付で補欠委員の任命を行いました。補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。新たな委員につきましては、資料に太枠で示しているとおりです。なお、浜田委員につきましては所属のみ変更となっています。以上、御報告申し上げます。

阿形教育長

ありがとうございます。報告第3号の資料の1ページの太枠で囲まれている、真ん中ぐらいにあります石神先生、校長会の代表、そこから2人下の谷口先生、園長の代表。それから1人あけまして、濱田先生と橋本先生がそれぞれ代わられるということで、濱田先生については、

人は代わっていないのだけど所属が変わっているということですね。何か御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

議案第 1 号 和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について

阿形教育長

それでは、これより議事に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について」の説明をお願いします。

宗教育政策課長

議案第 1 号「和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について」御説明します。

令和 7 年 2 月 28 日付けで、市長から和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について依頼がありました。職務内容は、和歌山市の子ども・子育て支援に関する施策及び計画の実施状況及び幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議を行うことです。令和 7 年 3 月 31 日で和歌山市子ども・子育て会議委員の任期が満了となり、教育委員会から改めて推薦いただきたいということです。これまでは、森崎前教育委員が務めていただいておりますが、3 月 31 日をもって退任されました。事務局案といたしましては、「和歌山市子ども・子育て会議条例」第 3 条第 2 項第 3 号に規定される「教育に関し識見を有する者」として、前任の森崎委員と同じ、現和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授であり、子供の教育について豊富な知見を有しておられる、村上委員をお願いしたいと考えています。説明は以上です。

阿形教育長

ありがとうございました。何か御質問等はございませんか。

事務局案として、村上委員を推薦したいとのことですが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

それではただいまの議案第 1 号について、村上委員を推薦してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、村上委員を推薦させていただきます。よろしくお願いします。

議案第 2 号 旅館業法に基づく意見について

阿形教育長

議案第 2 号ですが、関係職員として、市長事務局、生活保健課職員の入室を許可します。

それでは、議案第 2 号「旅館業法に基づく意見について」の説明をお願いします。

宗教育政策課長

議案第 2 号「旅館業法に基づく意見について」御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。市長から教育委員会へ意見を求められた依頼文です。申請者は、和歌山市に本社を置く、野上不動産株式会社 代表取締役 野上真紀氏です。施設名称は、HABi-Wakaura です。今回、対象となるのは、和歌浦小学校です。資料の 2 ページを御覧ください。資料の 2 ～ 9 ページまでは旅館業法を抜粋しております。根拠となる部分に下線を引いていますので御覧ください。「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意見を求めなければならない。」となっております。つまり、今回の場合、和歌浦小学校の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域内に旅館業の許可を与えるにあたり、市長から教育委員会の意見を求められているということになります。資料の 10 ページを御覧ください。和歌浦小学校と旅館業の申請地、100 メートルの区域内を示す位置図となっております。資料の 11 ページを御覧ください。資料の 11 ～ 15 ページまでは、今回の申請地、HABi-Wakaura の外観図及び平面図となっております。当該施設は、まちおこし事業の一環として空き家を活用した簡易宿所となっています。簡易宿所営業とは、旅館業法第 2 条で「宿泊する場所（客室）を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」と定義されており、民宿やゲストハウス、カプセルホテル等が該当業種となっています。今回の施設は、メイン棟、離れ棟、事務所兼宿泊棟の 3 棟で構成されています。メイン棟は宿泊客全員が利用する浴室やキッチン、洗面所等の設備と 2 階に客室 2 室を有しています。離れ棟は 1 グループへの貸し切り宿泊棟となっています。事務所兼宿泊棟は 1 階にフロント機能を備えた事務所と 2 階に客室 1 室を有しています。個室の客室を設けず、宿泊する場所を多数人で共用する構造という簡易宿所の要件を満たしており、また施設全体としての客室数は 4 室で最大宿泊定員数は 19 名となっています。簡易宿所の開業予定は、令和 7 年 4 月下旬となっています。なお、保健所生活保健課の環境衛生監視員が令和 7 年 4 月 11 日に立入検査を予定しています。当該施設の状況については、以上です。

次に、本日、配布させていただいております、議案第 2 号補足資料を御覧ください。現時点では、当該施設の設置により和歌浦小学校の清純な施設環境が著しく害される恐れがないと考えられますが、今後、その恐れが生じないようにするためにも一定の配慮を求めたいと考えます。本事案に対する意見として事務局案を作成しました。まず、1 点目、教育活動に支障を及ぼす行為があった場合には、真摯かつ速やかに対応すること。次に 2 点目、児童の登下校に関して安全確保を図ること。次に 3 点目、宿泊施設利用者には、無断で学校敷地内に立ち入らせない、児童へ接触させないようにすること。この 3 点を教育委員会からの意見として考えております。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

阿形教育長

ありがとうございました。和歌浦小学校の運動場の少し端の方に、今回造られる宿泊施設が半径 100 メートルに一部かかっているという状況になります。和歌山市教育委員会としまし

ては、事務局案として先ほど宗課長から申しましたが3点をつけて、意見として申し述べることを考えております。何か御質問等はございませんか。

藤本委員

資料の16ページに書かれている、この事務所兼宿泊棟の1階の部分なのですが、事務職員の勤務実態は、何時から何時までなど、そういうことは決まっているのでしょうか。誰もいない状況で連絡がとれなかったという経験をしたので、その事務職員の勤務実態を教えてくださいたいです。

阿形教育長

ただいまの藤本委員からの御質問について、いかがでしょうか。

宗教育政策課長

スタッフの勤務時間は把握してはいないのですが、営業時間内は常駐したスタッフが対応すると、営業時間外もオーナーが概ね10分で駆けつけることができる場所に居住しておりますので、緊急時は対応が可能と聞いております。

阿形教育長

わかりました。営業している、勤務時間が何時から何時までかわかるのでしょうか。

辻本生活保健課長

営業時間内は常駐するということは確認しているのですが、何時から何時までというのは確認できておりません。

阿形教育長

はい、わかりました。ただ10分ぐらいで駆けつけられる場所に経営される方がいらっしゃるということですね。よろしいでしょうか。

藤本委員

はい。ありがとうございます。

阿形教育長

他に何か御質問等はございませんか。

石元委員

コロナも明けて、インバウンドも戻ってきて、もうすぐ万博もあるので、大分海外からの旅行者の方が増えていると思うのです。私の職場にも、万博のついでにちょっと訪問したいという海外からのお問い合わせがいくつかありまして、海外からの旅行者が増えているのだなということを肌感覚で感じているところです。海外から来られている人などであれば、日本の交通ルールについて、広がって走らないなど、そういう細かいルールまでわかっていない方が多いかなと思うのです。児童の登下校や身の安全などがきちんと守られるようになって欲しいということがありまして、ステッカーなどで広がって歩かないなど、交通や生活のルールで気を付けて欲しいところを英語と日本語で表記して、目につくところに貼ってもらうというような対応してもらえたら助かるなということが1つあります。あと何かあったときに、小学校の近くにその事務フロントがあるという話なのですけれども、すぐに連絡が取れる体制がとれていたら安心だなと思いました。

阿形教育長

ありがとうございます。先ほどの外国の方がたくさんおられるのではないかなど、そういう中で、表記についてはこの宿泊所の中にといいことでよろしいですかね。それから、もう1点の連絡については、そこの事務所と学校の連絡体制の確立、学校がその番号をわかっていれば良いということになるわけですかね。今いくつか御質問あったのですが、もし現時点で回答できましたら、お願いします。

辻本生活保健課長

今、委員から御指摘のありました件については、営業許可の施設基準などそういったところではないのですが、教育委員会の事務局案にもありましたが、今後宿泊施設を運営していくにあたって教育活動に支障を及ぼす行為があった場合の対応や、宿泊施設利用者に対しての意見もありましたので、こういったお話がありましたということは、営業者の方に対応をしていただけるように伝えたいと思います。

石元委員

ありがとうございます。

阿形教育長

よろしくお願いいたします。他に、何か御質問等はございませんか。

波床委員

今回の施設が出来上がる付近というのは、非常に狭い道ばかりでして、特に低学年の生徒さんたちが1人で登下校するとなると、狭い道を1人で歩いてということになります。今回の施設が出来上がるからという問題ではなくて、もう少し大きい問題として捉えていただきたいことが、子供たちの登下校の安全ということを考えてときに、狭い道なんかあるところで、何かあったらどうするのだろうという発想を持っていたきたいと私は思うのです。何かあったときに、笛、ホイッスルなどを持たせているなどいろんな工夫があつてしかるべきだと思うのですが、そういったことを、この際、改めて和歌浦地区については再設計いただければありがたいなと思います。この辺りは非常に狭い道なので、登下校の安全確保のために、どんな措置がありうるのかということを考えていただければありがたいなと思います。今回の件をきっかけにというぐらいでしょうか。特に施設を利用される方がどうこう申し上げるつもりは全くないです。以上です。

阿形教育長

ただいまの御意見はどちらかというと、教育委員会事務局に対する子供たちの安全確保ということだと思うのですが、何かありますか。

南方学校支援課長

子供たちの安全についてというところで、今、委員から御指摘ありましたように、改めてこちらでできることと、あと各学校に周知できることをしっかり精査した上で、和歌浦小学校だけにかかわらず、校長会等で呼びかけていきたいと考えています。

波床委員

よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。防犯ブザーはもうないのですか。

南方学校支援課長

昔は和歌山市教育委員会から独自で配っていましたが、もうありません。民間企業からいただいている防犯笛は全ての子供たちが持っていますので、それを常に携帯しているのかどうかということも含めて、また学校に周知していきたいと思っています。

阿形教育長

子供たちの登下校ということの、波床委員から御指摘あった件もよろしくお願いします。他にはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第2号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、それでは事務局が提示した意見をつけて、よろしくお願いいたします。原案どおり承認します。

議案第3号 令和7年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について

阿形教育長

続きまして、議案第3号「令和7年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について」の説明をお願いします。

竹内教育研究所長

議案第3号「令和7年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について」御説明いたします。

客員指導主事は、現職の大学教員や退職された校長先生また優れた指導実践を残された先生や教職経験はなくとも高い専門性を持たれた方々をお願いし、学校教育力の向上、並びに学校長が願う特色ある学校づくりのためにお力添えをいただいています。資料の2ページを御覧ください。別紙1の和歌山市教育委員会客員指導主事設置要領に基づき、今年度の客員指導主事の選任をお願いしたいと存じます。資料の3ページを御覧ください。別紙2、令和7年度和歌山市教育委員会客員指導主事選任案になります。今年度は24名の方をお願いしたいと考えております。新任で伊澤真佐子先生、犬塚博志先生、中北晴美先生を新たに選任させていただきました。資料の4ページ、別紙3は、昨年度の実績になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問等はございませんか。

3 ページの方が新しい、今年度の案なので、1 番の伊澤先生、3 番の犬塚先生、1 5 番の中北先生を新たに任命したいということです。2 4 人ということですので、今回退かれる方がいらっしゃるわけですね。

竹内教育研究所長

今回、昨年度務めていただいた植西仁美先生、田窪佳寿子先生、三上正芳先生が、昨年度限りで退任されました。

阿形教育長

資料の 4 ページでいきますと 2 番の植西先生、それから 9 番の田窪先生、そして 1 8 番の三上先生がこの度ご退任ということですね。

何か御質問等はございませんか。

波床委員

資料の 4 ページ、6 年度の訪問実績、毎年この表を拝見させていただくと、かなり訪問回数の多い先生と、そうではない先生とが分かれているということがいつも感じるところです。それで訪問回数の多い客員指導主事の指導ジャンルを見ると、学級経営それから授業づくり、そういう項目が非常に各学校からの要求が強いということが見て取れるような気がします。そうすると、今回の指導主事の先生方は、需要の多い、たくさんの各学校から要請があるようなジャンルの方については人数をもう少し増やしてというようなことが考えられなくはないように思うのですけれども、そのあたりは何か今回考えられたのでしょうか。

竹内教育研究所長

委員おっしゃるように、最近経験の浅い先生が年齢構成上増えていきますので、やはり基本的な学級経営であったりなど、授業の基本ということを校長先生からも全体に指導して欲しいというような要望をすごくいただきます。それもありまして、今回 3 名の方も、特に学級経営や授業づくり対して、優れた経験をお持ちの方なので、その辺も考慮して今回選任案として追加させていただきたいと思っております。

波床委員

学校に個別に訪問するというのではなくて、非常に需要の高い学級経営や授業づくりということであれば、そういう要請がある学校については、まとめてどこかのコミュニティセンターで行っても良いのでしょうかけれども、複数校を一括指導するような、そんな手だてもあっても良いのではないかと思います。また、そういう機会を設けることによって、各学校で学級経営、授業づくりの点で、どんな点が自分の学校については課題意識を持っているのかという、課題意識の共有もできると思うのです。従って、指導主事の訪問のあり方についても、訪問という形で学校に行くというのが良いのかどうかも含めて、ちょっと工夫の余地があるのではないかと私なりに思ったりもいたします。そんなことはいかがでしょうか。

竹内教育研究所長

客員主導主事に限らず、この問題は、和歌山市の教育の中で課題だと思っておりますので、教育研究所でも、特に夏季休業中に専門研修講座を開催して、学級経営の講座も開催しております。昨年度も、1 3 0 名以上の先生方に参加いただきました。まだ、初任者研修から 1 1 年

12年までの中堅研修、全てのキャリアにおいても、それぞれの中で、学級経営や授業づくりの講座というのを設けて、そのキャリアごとに講座も受けていただくようなシステムになっております。

波床委員

わかりました。

阿形教育長

資料の2ページの別紙1、客員指導主事設置要領の第2条に、客員指導主事は、次の事項について提言を行うほか、学校訪問し助言、相談、講演等を行うと規定されており、学校訪問ということが一番中心に考えているのですが、今、波床委員がおっしゃったように、より効果的な活用のために、複数の方を対象に行う、夏季研修で講師になっていただくなど、いろいろ考えられると思いますので、またより効果的な活用をよろしくお願いします。

他にございませんか。特にないようですので、それでは、ただいまの議案第3号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

8 その他

宗教育政策課長

今回の教育委員会の日程について報告いたします。5月の教育委員会定例会は、令和7年5月8日（木）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

今回は、5月8日（木）午後1時30分です。よろしくお願いします。

他に何かございませんか。

藤本委員

私から2点お話をさせていただきます。4月7日（月）に、西コミュニティセンターの事前内覧会へ行かせていただきました。私は今、今福に住んでいるのですが、その地域の方々が言っておられたことは、南海トラフがあればここへ逃げたらいいんだということで、階段を登ることができるかなという話もしておられました。そして、防災による備蓄をきちんとしていることがわかる、倉庫を見せていただきました。本当に、南海トラフへの対応はきちんとされているなということで、を見せていただきました。それから、驚いたのは自習室の徹底が素晴らしかったなと思いました。机が大きくて、こういうふうに並んでいて自分自身1人で勉強ができる、あるいは2人で勉強できる、となり同士で勉強できるというようなところがありまして、かなり充実した自習室にしてくださっていることに驚きました。それと、私が是非と

も図書を置いていただきたいと痛切な思いで言ったのですけれども、階段下みたいところで、図書館みたいに広くはないのですけれども本を置いていただきまして、小さな子供が遊ぶスペースもあり、充実したなと思っています。良いものを作っていただけたなということで、これからも活用を何とかしていただけたらありがたいと思っております。それが1点です。

それから2点目は、今教育課程実施状況調査が各学校から出てくると思うのですけれども、やはり命の大切さ、波床委員がいつも言われていますけども、ゲームで打ち合いをして味方同士で喧嘩になって刺してしまったというような事案がございました。白熱してしまうというところで自分に冷静さがなくなるというようなことがあります。SNSの使用、拡散しているというところに懸念があります。それから、詐欺に加担をしてしまったというような事案もございました。もう、和歌山市でも対岸の火事ではないと思っているので、だから、私は何回も言いますが、本当に道德の重要性を、これを学校、特に中学校に徹底して欲しい。もう1回、教育長並びに学校教育部長あるいは学校教育課長に考えて欲しい。何かあつたらなくなるのが特別活動や道德の時間であると、それでは何のためにやるのか、心となすことによって学ぶという学級活動は大切なのです。これを理解できていないということはありますので、校長会並びに道德教育推進教師を集めたときに、もう一度35コマは無理であっても、30を超えるような指導をしていただきたいと、4月の分から道德がなかったという学校がないようにしていただきたいということが、私の希望です。以上です。

阿形教育長

ありがとうございます。2点、西コミュニティセンターの件と、それ教育課程実施状況調査やっているのですけれども、いわゆる心の教育、道德の授業の確保という御指摘ですけれども、この件につきまして何かございますか。

末吉生涯学習課長

西コミュニティセンターについての藤本委員の御指摘をしっかり受けとめまして、今後、4月14日から、いよいよ本格オープンいたします。小中高、幼稚園が集う文教の地域という地区に出来た西コミュニティセンターであります。委員がおっしゃったように、外階段から直接避難できるという機能を持った初めてのコミュニティセンターでもあります。また、自習室やキッズコーナー等地域の方に愛されるよう、広々としたオープンスペースも設けております。これからしっかりと、運営者と協議しながら、地域に愛されて、生涯学習の拠点、学校教育の方でも自習室などそういったことの活動に使っていただけるよう頑張っております。

阿形教育長

ありがとうございます。道德でももし何かありましたら、いかがでしょうか。

前北学校教育部長

藤本委員から昨年度も御意見をいただいて、各学校には教育委員会から指示をしていたつもりなのですけれども、充分であったかどうかということも含めまして、報告が上がってきますので確認するとともに、明日に中学校の校長会があります。来週14日に小学校の校長会がありますので、もちろん道德を含めて全ての教育活動には意味があつて必要なものであるということを、再度、教育委員会の方から各学校に指示をしたいと思います。

阿形教育長

ありがとうございます。

田村教育学習部長

西コミュニティセンターは、14日から本格的に貸館開始で、御案内させてもらっています。13日に10時からオープニングさせていただきます。オープニングセレモニーが終わった後、お茶会を始め、多種多様なイベントを行っています。そのオープニングにおいても、西和中学校、和歌山商業高等学校ともコラボして、模擬店を出してもらうなど、いろいろなイベントを行う予定ですので、当日来られる際はよろしくお願いします。

阿形教育長

ぜひ、オープニングセレモニーも含めまして、お近くを通られた際には、大変入りやすい施設になっておりますので、よろしくお願いします。それから中には結構座るところもたくさんありますので、先ほど課長も言いましたけど、いろんな種類の学校がたくさんあります。こども園、保育所、それから小学校、中学校、高等学校、そしてろう学校もあります。文教地区にもなっていますので、そういう子供たちも出入りしやすいような、オープンな施設にしていきたいと思いますので、ぜひ委員の皆さんも、お近く来られたら、お寄りいただけたらと思います。それから道徳については、本当に先ほど委員がおっしゃったように、4月当初から抜けることもできるだけないように、特に週1時間の授業ですので、1回抜けてしまうと、月の4分の1が抜けるということになってしまいますので、校長会、御指示や伝達よろしくお願いします。他に何かございませんか。

波床委員

新しい年度になりましたので、改めてお願いがあります。先日、3月末に川端龍子賞の表彰があったわけですが、それで皆さん素晴らしい児童生徒さんたちが作品を発表されていて、私も非常に感動したといえますか、子供たちの将来性など随分感じたわけなのです。私が見ていて、特別支援学級の生徒さんたちの創造物、そういうものが全く作品の中になかったりしまして、これが表彰式の終わった後、私の心の中には引っかかるものがあるのです。インクルーシブ教育という言い方をされて、生徒さんたちの相互理解を深めようという掛け声もある中で、和歌山はそこまで十分にできていないと思いますけども、少なくとも表彰はきちんとしてあげて、それで今回のような生徒さんたちにも、障害のある方でも、同じ仲間でもこんなことを考えたり、表現したりできるのだなという理解を求める基にもなると私は思っています。その意味合いで、別に川端龍子賞ではなくてもいいのだと思うのですけれども、どこかでそういうものをきちんと取り上げて表彰していただければなあと思います。

阿形教育長

ありがとうございます。特別支援学級の子供たちの作品や、そういったものを紹介する場があればなという御意見と思うのですが、いかがでしょうか。

西谷学校教育課長

以前も、波床委員からそういう御意見もいただいたと思うのですけれども、実際に、その表彰事業等でその部門を設けられていないということが現状だと思います。また、御存じのとおり

り、小中学校において特別支援学級の児童生徒がすごく増えている。当然インクルーシブ教育ということで、浸透していつているところかと思いますが、そういう特別支援の子供たちの活躍の場であったり、それが川端龍子賞に限らず、どこかでそういう活躍の場、認められるような場を、いろんな形で検討していきたいと思います。

波床委員

よろしくお願いいたします。

阿形教育長

県内の特別支援学校の子供たちの作品と、それから和歌山市内を含む県内の特別支援学級の子供たちの作品を一緒にした作品展が、いつも県民文化会館で3月にあります。その主催は特別支援学校の校長会とそれから特別支援学級設置の校長会などで、県が共催しているのだと思います。私も毎年行くのですが、学校ごとの取組や子供たちの作品などが工夫して展示されていて、すごく良い作品展であると思いますので、そういった場合にできるだけ多くの方に参加していただき、委員の先生方にも御案内など差し上げたいと思います。市としても、何かもしそんなことができるか、また検討していただけたらと思います。他、何かございませんか。

それでは、秘密会に入りたいと思います。

申し訳ございませんが、傍聴人の方はご退室をお願いします。

続きまして、関係職員以外の方もご退室をお願いします。

9 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第4号 令和8年度和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
『非公開』